

第2回 サイバーポート推進WG(港湾物流) 意見まとめ

| 項目 | 該当箇所 | ご意見 | 回答 |
|----|---------|--|--|
| 議題 | P1 | <p>・連携テストにおいて、どういった業種からの意見・指摘が大きかったのか、また、どういう帳票に対する意見・指摘が多かったのか教えてください。</p> | <p>・連携テストには荷主、海貨業者、NVOCC、ターミナル業者、陸運業者、外航船社、内航船社の事業者に参加いただいております。特に荷主、海貨、外航船社からは、Cyber Portの中ではデータ提供者側となるため、ご意見を多くいただきました。 ・ご意見を多くいただいた帳票は、ブッキング依頼書、船積依頼書(S/I)、船腹予約確認書、到着通知(A/N)でした。</p> |
| | P1 | <p>・API連携テストについて、システムの改修が一定期間行われたようですが、そのコスト、課題については何か意見や課題は見つかったのでしょうか。特にコストについては今後採用を検討する企業にとって一定の参考になるので、参照値として開示するの一案かと思っております。</p> | <p>・API連携テストを調整するにあたり、各協力事業者によって、個社システムの改修期間が2か月程度で済む場合もあれば、改修に長期間かかり、昨年度内にAPI連携テストの実施が難しい場合もありました。 ・システム改修に要するコストについては、連携する帳票数や、開発するベンダーによって幅があるため、参照値として開示することは差し控えたいと思っております。</p> |
| | P1 | <p>・ソフトウェア開発のテストには各工程に合わせた単体テスト(モジュール単位)、結合テスト(モジュール単位を組み合わせ)、機能テスト(組み合わせたプログラムを一つの機能としてテスト)、システムテスト(仕様どおりに動くか検証)、受入れテスト(納品時)等があると聞いている。今回のテストは、事業者間でテストデータ連携できるかブラックボックステスト(仕様どおりに動くか検証するためのシステムテスト。システムの内部構造は考慮せず、仕様を満たしているかどうかのみを検証するテスト技法)を行ったと解してよいか伺う。</p> | <p>・連携テストに協力頂いた事業者には、Cyber Portのシステムの内部構造を考慮せずにテストを実施いただいております。</p> |
| | P3 No6 | <p>・NACCSとの自動連携は、利用促進の上で重要であるとの意見があることから、NACCSセンターと引き続き調整を進めていただきたい。</p> | <p>・Cyber PortとNACCSとの直接連携は、利用促進の上で重要であると認識しており、令和4年度以降に実現するべくNACCSセンターと調整を進めてまいります。</p> |
| | P4 No10 | <p>・APIでの連携の場合、急にSPECが変わった場合、個社対応が間に合わない場合があるので、実装の前にPreproductionにてのテストを行っていただきたい。</p> | <p>・APIの仕様変更により、個社システムとCyber Port間の連携ができない(改修が間に合わない)ことのないよう事前に事業者へ通知し(ポータルサイトを通じての通知を想定)、仕様変更後のAPIのリリース前に、各事業者ごとにテストを行って頂きます。実際の運用を行う「本番環境」とは別に用意する「検証環境」でテスト行っていただくことを想定しております。</p> |

| 項目 | 該当箇所 | ご意見 | 回答 |
|----|---------|--|--|
| 議題 | P5 No13 | <ul style="list-style-type: none"> ・コード化をすべきところについて、例えば以下のような項目はコード化のルールを策定すべきではないか。 <ul style="list-style-type: none"> ・本船: CallSign (NACCS準拠) もしくは IMO Code ・船社: SCAC Code (NACCS準拠) ・港コード: LoCode ・コンテナサイズ(および高さ): NACCS準拠のコード もしくは IMO Code ・コンテナタイプ: NACCS準拠のコード もしくは IMO Code ・荷姿: NACCS準拠のコード ・品名: HSコード など ・また、上記に加えて、コンテナターミナル、バンプール、内陸デポ、上屋、物流センター、工場など、貨物の目的地や発地となる場所についてもコード化し関係者が齟齬なく特定できるような「物流版のマイナンバー」の創設が必要ではないか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・当面の間は、現在行われている民間事業者間の書類のやりとりを電子的に行うこととして、入力する情報のルールについては、ご利用になる関係者間で決めて頂きたいと考えております。 ・他方、「2020年代の総物流施策大綱に関する有識者検討会提言(令和2年12月23日)」において、「物流標準化の推進に際しては、(中略)例えば、事業所コードやEDI標準等については、GS1やUN/CEFACTの規格が国際的な標準として機能していることも踏まえた取組を推進する。」とされる等、国際化やデジタル化を視野に入れた標準化の議論がされております。今後、そうした標準化の議論を踏まえつつ、適用できるものから順次取り入れることを検討してまいります。 |
| | P5 No13 | <ul style="list-style-type: none"> ・「入力する情報のルールなどの運用ルールは、ご利用になる関係者間で決めて頂くべきものと考えている」との対応方針が記載されているが、「入力する情報項目」によって異なるものとする。取引関係は各々で登録することになるのは理解しているが、利用が促進されれば、共通基盤を介した取引関係は1対nの集合体から、n対nの関係になることを想定すべきである。関係者間で都度、調整していくことは事前準備が煩雑になること、データを様々な活用することを考えれば、一定のルールを共通基盤側で決めておくことが必要と考える。 | |
| | P5 | <ul style="list-style-type: none"> ・連携テスト参加者からの意見、指摘の内容については、「令和3年度前半までに対応などについて検討する」としてはいますが、検討段階でWG等を通じて情報提供していただきたい。 | <ul style="list-style-type: none"> ・連携テスト参加者からの意見への対応については、適宜情報提供をさせていただきます。 |
| | P5 | <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度前半までに対応の可否や対応時期を示されるとのことですが、実証事業以外で再びテストをされるご予定はありますか、また、4月よりサイバーポートの稼働は開始しますが、令和3年度もWGの開催予定はありますか？(今後、直接の利用者ではない港湾管理者として、どのように情報を得られるか、確認させていただきます。) | <ul style="list-style-type: none"> ・実証事業以外のテストを実施する可能性はありますが、現時点で何ら決まっておりません。 ・第3回推進WGは、実証事業の実施結果等が分かる令和3年度後半の開催を予定しております。 |
| | その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・そもそも船社側データベースにある顧客の相手がCyber Port側にならない場合にどう紐づけるのか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・Cyber Portに参加していない会社とはCyber Portを通じたデータ連携はできません。 |
| | その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・ある会社の社員が複数の取引を行った場合、その会社のコードは一意なのかどうか。(これが一意でない場合、弊社内のコードとのマッピングはできません。) | <ul style="list-style-type: none"> ・連携の単位は会社コードでなく、Cyber Port上に登録頂く会社内の組織コードとなります。複数の取引を行った場合も、取引相手の会社内の組織コードは一意となります。 |

| 項目 | 該当箇所 | ご意見 | 回答 |
|------|------|--|--|
| 報告議題 | P2 | ・これまで事業者への丁寧な説明を求める観点から説明会の開催を求めてきたが、説明会に限らず、開設されたポータルサイトを活用した説明、理解を深める内容の充実をお願いしたい。それぞれ説明会で得られる情報量と同等の発信ができるよう今後に期待したい。 | ・システムの特長、メリット、基本仕様等につきましては、利用者視点で分かりやすい資料にまとめ、ポータルサイトで閲覧できるようにしたいと考えております。また、ビデオ(動画)によるPR資料についても、令和3年度に掲載することを予定しております。 |
| | P6 | ・説明会で示されるかと思いますが、可能であれば、公募にあたり採用を予定している業種・社数などをご教示いただきたい。 | ・業種・社数に制限は設けませんので、幅広い業種の方より応募をいただければと思います。 |
| | P6 | ・5月末までの公募期間に期待出来る参加企業の数をお示しいただきたい。また、WEB説明会以外に如何なる広報活動を予定しているかもお示しいただきたい。 | ・現在公募期間中であり、現時点では参加企業数は分かりかねます。 ・令和3年3月末から、専門誌・新聞等に順次広告掲載を開始しております。また、ポータルサイト上でビデオ(動画)によるPR資料等コンテンツの充実を順次進めていくことも予定しております。また、すでにお願いをしている通り、物流関係団体等の皆さまからも、積極的に会員企業に対し利用を促して頂くよう、お願いいたします。 |
| | P6 | ・Cyber Port利用促進・運用効率化実証事業について、実証事業の参加社は「公募で決定」とされていますが、これは公募しても参加できない社があるという前提でしょうか。その際の選定要件はどうなっているのでしょうか。もし選定を行わないなら、「公募」とだけ表示の方が誤解がないように感じます。 | ・有識者委員会において応募内容を審査し、国土交通省が実証事業の参加者を選定することとしております。評価の視点については、公募要領p12に記載のとおりです。 |
| 全般 | | ・サイバーポートの利用、普及促進を図るためにも、操作方法や書類・情報の流れについて動画等分かりやすい資料の検討をお願いしたい。 | ・システムの特長、メリット、基本仕様等につきましては、利用者視点で分かりやすい資料にまとめ、ポータルサイトで閲覧できるようにしたいと考えております。また、ビデオ(動画)によるPR資料についても、令和3年度に掲載することを予定しております。 |
| | | ・「Cyber Port利用促進・運用効率化実証事業」やその後の運用の段階で、今回の連携テスト参加者から出された意見、指摘以外にも、更なる意見や指摘が出てくると思われることから、継続的に利用者の意見、指摘をシステムに反映していただけるようお願いしたい。 | ・今後、利用者からいただくご意見、ご指摘を踏まえて、継続的に機能改善を図ってまいります。 |
| | | ・Cyber Portの安定的な稼働に取り組んでいただくとともに、利便性の高いシステムの構築や積極的な広報など利用者拡大に向けた取組を引き続き行っていただきたい。 | ・所要の情報セキュリティを確保し、安定的な稼働に努めてまいります。 ・システムの使い勝手のよさが、各事業者の方々への利用促進につながると思いますので、令和3年4月以降も、利用者からのご意見を踏まえ、可能な機能改善を図るとともに、効果的なPRに取り組んでまいります。 |
| | | ・連携テストや実証事業が順調に進んでおり、関係者のみなさまのご尽力に感謝します。コロナ禍において、サプライチェーンの手続きをめぐる電子化が進むことは喫緊の課題ですので、早期の正式運用に向けて引き続きご尽力をお願いいたします。 | ・第一次運用を開始しますが、引き続き実証事業等を通じて機能改善を図りつつ、利用促進に努めてまいります。 |
| | | ・第1回推進WGの意見で出ていた内容等に関する今後の検討について、今後のスケジュールを知りたい。 | ・第1回推進WGでいただいた意見について、具体的な対応が決まりましたら、お知らせいたします。 |

| 項目 | 該当箇所 | ご意見 | 回答 |
|----|------|--|---|
| 全般 | | <p>・内閣府IT戦略室で検討が始まっている電子インボイスに関するPJ等との連携について (サイバーポートの共通基盤とNACCSとの将来的関係性にも関係すると思うが、電子インボイスはサプライチェーン情報共有との関係は非常に深い。また、電子インボイスのPJでも語彙共通化等の課題は共通的なものとする。))</p> | <p>・内閣官房IT室において、インボイス制度が導入される令和5年10月を見据え、「電子インボイス」の標準仕様について、令和4年秋の運用開始に向けて関係省庁及び民間団体等と取り組んでいるところです。 ・その検討結果と利用者からのニーズを踏まえて、対応を検討したいと思います。</p> |
| | | <p>・既にご利用を予定されている荷主企業様の導入への取り組み等について、利用拡大にも資するものとするため、共有する機会の設定をお願いしたい。</p> | <p>・ご指摘のとおり、先行事業者の取り組みを紹介することは利用拡大に資すると考えます。今後、そうした機会を設けることを検討したいと思います。</p> |
| | | <p>・搬入票 (VGM) や危険物明細書などの安全情報については、例えば、BOOKING Noを知っておれば、これをキーとして当該情報を基盤から取得できるなど、取引参加企業以外であっても参照できるような仕様を求めたが、情報管理の観点から認められず、元請けが2次下請、3次下請を取引に追加する運用を徹底するとの対応方針となっている。 ・確認したところ、荷主や海貨業者が外航船社宛に基盤で提出した搬入票や危険物明細書について、2次下請となる内航船社がこれを閲覧できるようにするためには、外航船社に以下のAPIで内航船社を取引に追加してもらえばよいとの事である。については、上記の通り外航船社への啓発と運用の徹底をお願いしたい。 元請け (外航船社) 側で使用するAPI /API/v1/Deals/RegisterOrganization (取引参加組織を登録します。) 元請け (外航船社) がGUIを使用する場合も同様である。</p> | <p>・貨物の安全情報についても、取引に参加している者であれば、情報をCyber Port上で閲覧できるようになりますが、取引に参加していないと情報が参照できないため取引の上流に位置する者が、2次下請、3次下請の者を確実に取引に追加するよう、運用の際に徹底する必要があります。 ・Cyber Portによる安全情報の伝達が定着するよう、関係者への啓発に取り組んでまいります。</p> |